

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 5 月 14 日

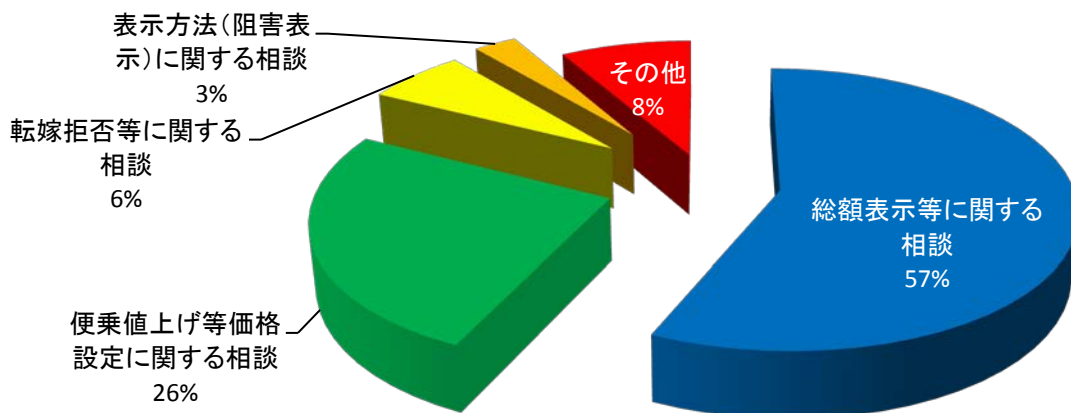
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 4 月（4/1～4/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

4 月の相談件数：電話 2,060 件、メール 188 件

【相談内容（全 2,248 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社（小売業者）では、当社がメーカー希望小売価格とは別に販売価格を設定して、値札等の表示は税込価格（総額表示）とすることとしている。一方で、当社が販売している商品のパッケージには、メーカー希望小売価格が表示されているものもある。回転率が低い商品の場合にはメーカーの出荷時期の違いにより、旧税率に基づく希望小売価格（税込価格）が付されたものと新税率に基づく希望小売価格（税込価格）が付されたものが混在することがある。このようなメーカー希望小売価格について、小売業者としてどのような対応を行うことが望ましいか。

A. 製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するものではありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。

小売業者が自ら行う価格表示については、消費者にとって分かりやすい表示に努めていただきますようお願いいたします。

なお、異なるメーカー希望小売価格が混在することについては、各小売業者において消費者が混乱することがないように適切に対応を行っていただくことが望まれます。（以下次ページに続く）

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 23 件

※ 製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を、小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。

なお、総額表示義務の特例により、例えば、「当該陳列棚の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格です。レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった誤認防止措置を講じることで、旧税率(5%)に基づく税込価格が印字された商品をそのまま陳列して販売することもできます。

Q. 新聞報道によれば家賃には消費税はかからないと言っていたが、事務所の賃料や駐車場の利用料には消費税はかかるのか。

A. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としています。一方で、社会政策的な配慮等から住宅の貸付けなど一定の取引については非課税とされています。このため、住宅家賃は非課税となりますが、事務所の賃料や駐車場の使用料は消費税が課されます。

Q. 3月にリフォーム工事が完了した。リフォーム工事業者への代金の支払が4月になった場合、消費税率は8%となるのか。

A. 消費税の適用税率は、原則として、課税資産の譲渡等が行われた時期に基づき判断されることとなります。

課税資産の譲渡等の時期は、請負による役務の提供については、原則として、物の引渡しを要する請負契約にあつては目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあつてはその約した役務の全部の提供を完了した日とされています。

したがって、3月31日までに役務の提供が完了した取引については、その対価を4月1日以後に支払った場合であっても、旧税率5%が適用されます。

Q. 店舗等にクーポンを持参したり、貯めたポイントで支払金額から値引きがなされる場合、消費者が最終的に支払う金額は、税抜価格から値引きした金額に消費税をかけたものとなるのか、税込価格から値引きしたもののいずれになるのか。

A. 事業者がクーポン等による値引き処理に際して、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのことは事業者の判断に委ねられております。どちらの方法を採用するかによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、事業者は、あらかじめ消費者に対してクーポン等による値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

なお、税込価格からの値引き又は税抜価格からの値引きであるかは、お手数ですがクーポンを発行した又はポイントを付与した事業者に御確認ください。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 4月に入って飲料の自動販売機において3%を超える価格の引上げが行われている飲料があるが、便乗値上げとして問題とならないのか。

A. 例えば、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては3%を超える値上げとする一方、あるものについては据置きとするなどして、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていれば、便乗値上げには該当しません。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 取引先の事業者からこれまでは内税で作業料金をもらっていたが、4月以降は外税で作業料金を支払ってもらうことになった。今後本体価格部分については見直し(引下げ)たいと言われることを懸念している。

A. 本年4月以降、取引先事業者(特定事業者)が本体価格を引き下げることにより、従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 当社は取引先から工事を受託している。取引先から4月以降の工事について本体価格部分は変えない(したがって、税込料金は消費税率引上げを反映させた額とする)が、作業内容を追加してほしいと要請されることを懸念している。

A. 取引先事業者(特定事業者)が本体価格を据え置いた上で作業内容を追加する行為は合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 取引先から、消費税を支払うに当たって課税事業者かどうかメルクマールになると言われているところ、当社は免税事業者であるため、課税事業者である旨を示さなければ消費税分を支払わないと言われることを懸念している。

A. 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払いには、消費税相当額が含まれておりますのでこれに相当する額を販売価格等に転嫁するということを踏まえると、課税事業者でないことを理由に特定事業者が対価を消費税引上げ前のまま据え置いて定める行為は合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 当社ではある商品の4月の税込価格を3月の税込価格に据え置いた上で、3%還元と広告することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。

A. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、消費税転嫁対策特別措置法で禁止される表示には該当しません。

なお、実際には事業者が過去の販売価格等より消費税率の引上げ幅又は消費税率と一致する率の値引きをしていないにもかかわらず、これらの率を値引きしているかのような「3%還元」等の表示は、景品表示法第4条第1項第2号が禁止する不当表示(有利誤認)に該当するおそれがあります。景品表示法に関する相談は、消費者庁表示対策課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610